

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 31 回 3 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 31 回 第 3 部

2018 年 12 月 28 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

池袋クリニック 様

「アトピー性疾患 患者の主症状に対する自己脂肪由来幹細胞による治療」

変更再審査：変更審査にて非承認になった内容の確認

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：平成 30 年 10 月 30 日（火曜日）第 2 部 19：20～19：30

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者：内田委員、佐藤委員、高橋委員、角田委員、井上委員、菅原委員、山下委員
奥田委員

欠席者：栃原委員、中村委員、坂口委員

申請者：理事長 甲 陽平先生

申請施設からの参加者：甲 陽平先生

株式会社ピルム 取締役センター長 伊藤 彰様

陪席者：(事務局) 坂口雄治、木下祐子、坂口千恵

3 技術専門委員 平田晶子先生（意見書）

東邦大学医療センター大橋病院形成外科 助教授

4 配付資料

資料受領日時 平成 30 年 12 月 10 日

(本審査資料)

- ・再生医療提供計画変更届書（様式第 2）

「審査項目：アトピー性疾患 患者の主症状に対する自己脂肪由来幹細胞による治療」変更
(事前配布資料)

- ・ 再生医療等提供計画変更届書（様式第2）
- ・ 提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・ 説明文書・同意文書
- ・ 覚書

(会議資料)

- ・ 再生医療等提供計画変更届書（様式第2）

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

- | | |
|---|---|
| 一 | 過半数の委員が出席していること。 |
| 二 | 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。 |
| 三 | 次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。 |
| イ | 第四十四条第二号に掲げる者 |
| ロ | 第四十四条第四号に掲げる者 |
| ハ | 第四十四条第五号又は第六号に掲げる者 |
| ニ | 第四十四条第八号に掲げる者 |
| ホ | 技術専門委員（審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門的知識を有する者をいう。以下同じ。）（第四十四条第二号又は第三号に掲げる者が、審査等業務の対象となる再生医療等の対象疾患等に対する専門知識を有する場合には、当該者） |
| 四 | 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。 |
| 五 | 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が含まれていること。 |

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

2 委員長から疑問点があれば挙手にて質問し、個別の質問には甲先生、伊藤様が答える形式で進めるように説明があった。

3 委員長菅原委員が進行をする事とした。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

はじめに、技術専門員 平田晶子先生より「特段の指摘事項ありません」との意見書があったとの報告があった。

続いて、前回審査の以降に変更した資料について甲先生より変更箇所の説明があった。

< 前回審査時に当委員会が付した承認のための条件 >

- ・ 説明書・同意書に
「1クール3回が原則であること。ただし、効果によっては回数が増減する。」
を加筆する。
- ・ 覚書の不備を訂正すること。

上記が前回審査時に当委員会が付した条件であり、今回の審査ですべて満たされていることが本日の委員会で確認された。本日の他の質問がないことが確認された。

つぎに、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査も行い全ての審議が終了した。この間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

1. 池袋クリニック 様

「アトピー性疾患 患者の主症状に対する自己脂肪由来幹細胞による治療」変更について検討

各委員の意見

- (1) 承認 8名
- (2) 条件付き承認 0名
- (3) 非承認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上